

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2026年3月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)

[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

トピックス

- 園田・小林からのお知らせ
- 日本国特許庁に関するニュース
- 中国特許庁に関するニュース
- Meet Our Members!
 - 技術部 林 祐子
- まいちゃん先生の弁理士一直線 (第4回)

1. 園田・小林からのお知らせ

・ 無料セミナーのご案内

主要4か国（米・欧・中・日）における情報提供の実務をテーマに、セミナーを開催いたします。

対面とオンラインのハイブリッド開催です。対面会場では講師を交えたコーヒープレークも設けております。ぜひ実務上の疑問を解消する場としてご活用ください。

【開催概要】

- 日時：2026年4月23日（木）14:00～16:00（二部構成）
- 形式：ハイブリッド開催（会場対面 + Teamsウェビナー）
- 会場：園田・小林弁理士法人 新宿オフィス 会議室
（新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル34階）
- 言語：日本語（日本語が堪能な講師による解説）
- 特典：会場参加者限定 コーヒープレーク（講師との交流、情報交換）
- 参加費：無料
- 定員：会場15名（先着申込順）、オンラインは定員なし

【セミナー内容】

～元審査官・各国弁理士が明かす、審査を動かす情報提供の進め方～

近年、競合他社の特許成立を未然に防ぐ、あるいは権利範囲を限定させる手段として

「情報提供(third party observations)」の重要性が再認識されています。しかし、制度の名称こそ似ていても、提出のタイミングや匿名提出の可否、審査官への影響度は国ごとに大きく異なります。

本セミナーでは、日本、米国、欧州、中国の4か国に焦点を当て、各国の実務に精通した弊所のエキスパートが登壇。元特許庁審査官や各国の弁理士という、まさに「情報の受け手」と「出し手」の両面を知る講師陣が、実効性の高い情報提供の秘訣を徹底解説します。

【プログラム】

第一部：14:00～15:00

- 日本（日本弁理士）
- 米国（元USPTO審査官）
- コーヒーブレイク (約10分)

第二部：15:00～16:00

- 欧州（欧州弁理士）
- 中国（中国弁理士・弁護士）
- コーヒーブレイク (約10分)

※第一部のみ／第二部のみのご参加も可能です。ご興味のあるテーマのお時間にご参加ください。

【お申し込み方法】

以下のリンクより、必要事項をご記入の上お申し込みください。(締切：2026年4月22日(水) 17:00)

[\[申し込みフォーム\]](#)

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

セミナーに関するお問い合わせ：DCS@patents.jp

担当：関根

2. 日本国特許庁に関するニュース

2-1. 「ビジネス関連発明の出願状況調査」報告書が公表されました

ビジネス関連発明とは、販売管理、物流、生産管理等のビジネス方法がICTを活用して実現された発明のことで、特許の保護対象となり得ます。近年、IoTやAIの進展によりビジネス関連発明の利活用に注目が集まっていることを背景に、当該分野の出願状況についての調査結果が報告されました。

詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。

- 特許庁サイト：[ビジネス関連発明の出願状況調査 | 経済産業省 特許庁](#)

2-2. 「五庁統計報告書」の2024年版が公表されました

日米欧中韓の特許庁（IP5）は、各庁の活動状況や主に特許関連の統計情報を纏めた

「五庁統計報告書（IP5 Statistics Report）」を毎年公表しています。2024年版の五庁統計報告書は、中国国家知識産権局（CNIPA）が担当し、五庁公式サイト上の統計ページにて公開されています（英語のみ）。

グローバルな知的財産戦略を検討するうえで有益な情報が提供されていますので、ご興味がありましたら、以下ウェブサイトよりご参照ください。

- 特許庁ウェブサイト：[五庁統計報告書 | 経済産業省 特許庁](#)
- 五庁公式サイト上の統計ページ：[IP5 Statistics Report（外部サイトヘリンク）](#)

弊所には、日本、中国、欧州、米国の弁理士・弁護士が在籍しており、各国・地域の動向を踏まえた外国出願戦略の検討をはじめ、調査・鑑定、情報提供等についても幅広く対応しております。各国特許制度に関するご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

- お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は [ウェブサイト](#)より

2-3. 改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました

令和2年4月1日に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）が施行され、我が国意匠法において、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。また、関連意匠制度も拡充され、本意匠の意匠公報発行後（基礎意匠の出願から10年を経過する日前まで）も関連意匠の出願が可能となりました。

意匠法改正特設サイトにて、改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました。

1. 新たな保護対象についての意匠登録出願件数

（令和8年3月2日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	7,953	2,158	1,396

2. 新たな保護対象についての登録件数

（令和8年3月2日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
登録件数	6,338	1,762	1,043

上記1. の意匠登録出願件数には現に審査中のものも含まれており、上記登録件数/上記意匠登録出願件数が登録率となるわけではありません。

3. 関連意匠についての意匠登録出願件数

（令和8年3月2日時点で取得可能なもののみ）

本意匠の公報発行前の出願	19,255
本意匠の公報発行後の出願	4,830

「出典：特許庁『改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向』」

詳細につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください。

- 特許庁ウェブサイト：[令和元年意匠法改正特設サイト | 経済産業省 特許庁](#)
- 特許庁ウェブサイト（改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向）：[shutsugan-jokyo.pdf](#)

※弊所は意匠登録出願の代理も行っております。是非ご相談ください。

- お問い合わせ先：DCS@patents.jp又は[ウェブサイト](#)より

3. 中国特許庁に関するニュース

- 中国商標法改正草案に伴う実務の注意点

2025年12月27日付けで中国商標法の改正草案が意見公募のために公表されました。早ければ2026年上半期に成立し、年内の正式施行の可能性があります。実務上特に影響が大きいポイント(以下7点)について、弊所北京オフィスの中国弁理士が[こちら](#)の記事をまとめております。是非ご一読ください。

【改正点のまとめ】

1. 異議申立期間：3か月から2か月へ短縮
2. 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大
3. 商標異議、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判及び無効審判事件の審理中断の明確化
4. 登録商標の不適切な使用の規制
5. 不使用商標等の職権取消の追加
6. 「動きのある商標」の追加
7. 損害賠償に対する不使用の抗弁（3年）の基準時点：「訴訟提起前」と明確化

4. Meet Our Members!

—本号では技術部 弁理士の 林 祐子 をご紹介いたします—



林 祐子 (Yuko Hayashi)

技術部 化学・バイオ部門 国内・内外グループ

大学院修了後、大手化学品メーカーにて断熱材原料の研究開発、製造サポート、及び技術営業と、製品の開発から製造支援まで一貫して担当。その後、コンサルタント会社の市場調査分析員（アナリスト）、大手特許事務所勤務を経て、2018年11月より当事務所にて国内・内外業務に従事。

Q1: これまでどのような職種を経験しましたか？

大学院卒業後、化学品メーカーに就職し、工場内の商品開発センターにて、ウレタン断熱材の開発業務と、技術営業と、工場支援業務とを行いました。三交代勤務も経験しました。配属当時、開発センター所属の女性社員は私一人だったこともあり、なかなか大変な日々を過ごしました。

退職後、コンサルタント会社の市場分析員を数年担当した後、都内の大手特許事務所に再就職し、明細書作成、中間対応の基礎を学びました。当時お世話になった上司が弊所に転職しており、その方にお声がけいただいたのがきっかけで、2018年に弊所に入所しました。

ちなみに、20代の頃は、地元のアマチュア劇団に所属していました。高知出身で土佐弁を話していたこともあり、活舌がとてもよいのが自慢です。朗読やせりふ回しで役に立ちました。

Q2: 弊所に入所してどんな印象を受けましたか？

弊所は人間関係が本当に良好だなと思っています。縦の関係も横の関係も良好なので、

気軽にいろんなことを相談できるのが一番いいですね。私が所属する国内バイオ・化学Gは、特にメンバーの仲が良いと思います。

Q3: プライベートの過ごし方を教えてください。

映画鑑賞、読書、庭いじり、ゲームが趣味です。最近はAPEXというバトルロイヤル形式のFPSゲームにはまっていて、よくプレイしています。

Q4: 業務上心がけていることは何でしょうか？

現在は、主に化学系の明細書作成業務を担当しております。発明の本質を十分に理解することはもちろん、より強力な権利を取得できるよう、特許請求の範囲を作成することを心がけています。私たちの業務は単なる明細書作成の代理業務ではなく、発明をより強力な「知的財産権」として完成させることを目的とした専門的業務であると考えています。

また私は発明者の話を聞くのが大好きなので、この仕事は本当に自分に向いているなと思っています。発明者のお話を聞いていると、良くそこに気づいたなと、よくそんな難しい物性を改良したなと感心することばかりです。改良の過程で苦労したことや、発明のポイントに気づいたきっかけなど、打ち合わせでは、たくさんお話を聞かせていただければと思っています。

5. まいちゃん先生の弁理士一直線 (第4回)

このコーナーでは、弁理士試験の勉強をされている方の参考になる情報をご紹介します。

4回目の今回は、直前期（約2ヶ月前）の過ごし方についてです。



3月末になり、いよいよ本試の約2ヶ月前です。受験生の皆さんは、今、いろいろな想いでこの時期を迎えていることと思います。中上級者の方は、勉強すればするほど、できないところ、足りないところが見えてきて、本試までに準備が間に合わないんじゃないか、と焦っているかもしれませんし、初学者の方は、勉強を始めてみたものの、勉強時間をあまり確保できなくて、全法域の勉強が終わらず、短答答練でも問題が解けなくて焦っているかもしれません。みんなそれぞれに焦る時期ではあるのです。

ただ、漠然と焦っていると、焦る気持ちを抱えたまま、直前期に突入してしまうので、この辺で一度、一呼吸おいて、考えていることや、勉強スケジュールを冷静に見直すことをお勧めします。

焦りは「頭の中」で起きていて、その理由も「頭の中」にあります。そして、その内容は人それぞれ。上記のように、中上級者と、初学者とでは焦る理由が異なりますし、年齢や性別、家族構成でも異なってきます。なので、自分のことを一番わかっているのは、自分なので、**焦っている気持ち（何に焦っているか、どうして焦っているか等）や、試験前にやらなければいけないと思っていること等を、ノートや紙に書き出して、頭の中を棚卸し（可視化）してみるとよいでしょう。**（これはジャーナリングという手法で、頭の中にある思考や感情を、紙やノートに書き出すことで、情報を整理し、メンタルを整える手法です。心理学的にも効果が認められているものなので、やってみるだけでも、少し心が軽くなるかもしれません。）

そして、できれば、上記で書き出したものを参考に、本試までにやっておきたいこと（合格するために必要だと思っていること）を**客観的に見直し**、必要性や、優先順位、捻出できる勉強時間等を考慮して、**残り2ヶ月で何をするか、どう進めるかを決めましょ**

う。この時、無理に詰め込み過ぎず、こなせる内容に絞って学習計画を立て直すことをお勧めします。スケジュールさえ決まってしまうと、あとは、その週毎にやるべきことを2か月間（約8週間）粛々とやっていくだけなので、焦る必要がなくなります。

3月末のこの時期になると、新しい学習法を取り入れて迷走するよりも、上述のようなスケジュールの見直しを行うだけにして、基本的にはこれまでの学習スタイルを維持する方が良いかもしれません。とはいえ、初学者の方や「今年はやり方を変えて勝負したい」と考えている方は、具体的にどう過ごすべきか迷うこともあると思うので、参考として、私自身の受験時代の過ごし方についても少しお話をさせていただきます。

まず、短答と論文の切り分けですが、予備校の論文答練が終わるタイミングを目安に、短答中心の勉強に切り替えました。しかし、完全に論文から離れて2ヶ月も経過してしまうと、題意把握力や筆力が落ちてしまうため、短答の1～2週間前までは論文の勉強も続けていました。具体的には、予備校の答練で使った問題や、過去問、一行問題などから、1題ずつ拾って、週に3～5題、答案構成のみ（題意把握力・回答力維持）を行い、週に1題くらい全文書き（筆力維持）をしました。1題当たりの勉強時間は、答案構成5～15分、解答・解説確認及び一元管理等に10～30分程度で、全体で30～45分（全文書きする場合はプラス15～20分）でした。そして、解答・解説確認の際に、内容の理解が足りないところは、短答でも解けない可能性があるため、情報一元管理をしてきた四法対照条文集に情報を取り込み、論文特有のポイントであれば短答試験後に対応するためにメモとして集めていました。このような作業を週3～5題行い、題の選択は基本特・実2、意匠1、商標1の割合として、満遍なくメンテナンスしていました。これだけしておけば、短答試験後すぐに論文に切り替えられますし、短答で、長文問題やよく論文で問われるポイントが出題されても、そこそこ対応できます。

次に、短答の勉強ですが、特に意識したのは、回答スピード、全法域満遍なく、理解の足りないところのあぶり出し、情報の一元管理でした。全ては、短答試験直前の1週間で見直す資料を作るためだったのですが、ひたすら過去問や、短答答練、模試の問題を枝単位で解いて、解説を見て、わからないところをあぶり出し、直前に確認したいポイントを一元管理用の四法対照条文集に取り込みました。（枝単位の勉強の仕方は、第2・3回のコラムでお話ししています。）そして、直前の1週間で、一元管理したい資料を読み込み、特に試験3日前は全条文に目を通しました。

残り2ヶ月、一日一日を大切に過ごしてください。本試では、そんな一日一日の頑張り
が、きっとあなたの心の支えになり、自信を与えてくれるはずです。応援しています！

弁理士 関根真衣

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は14の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約120名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京 (TOKYO)

園田・小林弁理士法人

●九州 (KYUSHU)

福岡県福岡市中央区天神一丁目9-17

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 mailbox@patents.jp

カスタマーサポートチーム DCS@patents.jp

福岡天神フコク生命ビル15階

●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805

5 Dong San Huan Bei Lu Chaoyang District

Beijing 100027, China

ニュースレターの配信を希望しない方は、お手数ですが以下の [Unsubscribe from the list](#) をクリックしてください。
[update your preferences](#) or [unsubscribe from this list](#).

Copyright © 2025 Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law. All rights reserved.

